

まん延防止等重点措置の適用について

令和4年1月25日
(新型コロナウイルス感染症対策室)

■はじめに

- 先ほど政府において、本県に対して、1月27日（木）から2月20日（日）まで、まん延防止等重点措置を適用することが決定されました。
- 全国的にオミクロン株による感染が急拡大する中、本県におきましても、冬休みや年末年始の帰省、旅行による人流の増加等に伴い、年明けから感染者が急増しております。

■まん延防止等重点措置適用の要請までの対応

- 1月8日には、感染が爆発的に拡大した奄美大島の5市町村を対象に、県独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店に対する営業時間短縮等の感染防止対策を要請したところであります。
- また、19日には、県の警戒基準をレベル2に引き上げ、県内各地で感染が爆発的に拡大することが懸念されたことから、これを防止するために、県内全域に爆発的感染拡大警報を発令し、特に感染者が急増している鹿児島市、霧島市、鹿屋市の飲食店に対する営業時間短縮等を要請したところであります。

■感染状況、まん延防止等重点措置適用要請の考え方

- しかしながら、新規感染者が23日には400人を超え、本日も526人と過去最高を更新するなど、なかなか感染者の増加に歯止めがかからない、非常に厳しい状況にあります。
- 1月以降、飲食店だけでなく、高校の部活動や児童施設、高齢者施設など、県内の至るところで合計で15件のクラスターも発生しております。
- 病床使用率は、23日時点で37.9%となり、このままの勢いで感染が拡大すると、あと数日で50%近くになる可能性があります。

- 現在、重症者は0人ですが、中等症Ⅱの方が16人と、増加傾向にあり、前回、夏の感染時期に比べると少ないものの、このような状況が続くと医療現場の逼迫、負担が増大することが懸念されます。
- また、入院患者のうち60歳代以上が101人で、レベル2の引き上げ時の35人から増加し、入院者に占める高齢者の割合も高まってきております。これまでは若年層が中心で軽症、無症状の方の割合が高かったわけですが、感染機会も飲食だけではなく、職場や学校、家庭へと拡大してきております。今後、中高年層への感染リスクが高まり、医療提供体制への影響も懸念されるところであります。
- また、現在営業時間短縮要請を行っている鹿児島市、霧島市、鹿屋市だけでなく、北薩、県央、曾於、南薩など、県内の全エリアにおいても感染が拡大しており、オミクロン株の感染力、伝播力を考慮すると、今後、周辺市町村を含む全ての地域に感染が広がる懸念があります。
- また、現在、九州各県においても感染が拡大し、まん延防止等重点措置が適用され、または要請を各県が行っているところであり、本県は九州内では最も感染者が少ないわけですが、九州全体で感染を防止するという観点から、九州各県と足並みをそろえ、感染を抑え込んでいきたいと考えております。
- 以上のような状況や専門家のご意見も踏まえ、昨日、政府に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請し、本日、適用を決定いただいたところでございます。

■措置区域について

- まん延防止等重点措置の適用に当たり、措置区域については、鹿児島市、霧島市、鹿屋市をはじめ県内全エリアの都市部への感染拡大やオミクロン株の感染力、伝播力を考慮し、周辺市町村を含む県内全域を措置区域といたします。

■警報等の取り扱い

- 「爆発的感染拡大警報」を県内全域を対象に発令していますが、これについては継続することといたします。

- なお、奄美大島の感染者数は減少傾向にあることから、この県内全域へのまん延防止等重点措置適用に当たり、奄美大島5市町村に発令している「本県独自の緊急事態宣言」につきましては、本日付けで「爆発的感染拡大警報」に移行することといたします。
- 県民の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

■ 飲食店への営業時間短縮の要請

- 県内の全ての地域の飲食店の皆様におかれましては、まん延防止等重点措置が適用される1月27日から2月20日までの間、20時までの営業時間短縮と、酒類の提供を控えていただくことを要請いたします。ご協力いただいた飲食店の皆様には、これまで通り協力金をお支払いすることといたします。
- 感染防止対策を徹底しているとして、認証を受けた第三者認証店につきましては、21時までの営業時間短縮（酒類提供可）を選択できることといたします。更に厳しい感染防止対策となる20時までの営業時間短縮（酒類提供不可）を選択して協力いただける場合には、協力金を上乘せして支給することといたします。
- なお、第三者認証取得には、申請から概ね3週間かかりますので、これから申請される方は、今回のまん延防止等重点措置期間には間に合わないかもしれませんが、既に申請している店舗で、この期間の途中で認証を受けた場合には、その日以降は認証店として扱うことといたします。

■ 会食について

- 飲食店の皆様におかれましては、業界団体のガイドラインを遵守し、感染防止対策に取り組むとともに、この第三者認証の取得をよろしくお願いいたします。
- 県民の皆様におかれましては、会食に際しては、感染防止対策に係る第三者認証を取得した店舗など、感染防止対策を徹底している店舗を選んでいただき、飲食店以外での家族、友人等との会食においても、深酒をせず、大声を出さず、マスク会食の徹底をお願いいたします。

- 会食時の人数につきましては、同一グループの同一テーブルでの飲食は、4人以下となるようお願いいたします。
- また、飲食店に対する営業時間の短縮要請を行っていることから、営業時間の変更を要請した時間以降に営業している飲食店には、みだりに出入りしないようお願いいたします。

■人の移動

- 外出の際は、マスクの着用や手指消毒など基本的な感染防止対策を徹底し、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避けてください。
- 離島への往来については、地元市町村が来島自粛を呼びかけている場合には、不要不急の往来を控えていただきますようお願いいたします。
- 離島においては、医療提供体制が脆弱であることから、やむを得ず往来する場合は、鹿児島空港や奄美空港、鹿児島港本港区、鹿児島中央駅などのPCR等無料検査場を活用するなど、出発前のPCR等検査へのご協力をお願いいたします。
- 無症状で感染不安のある方を対象にした一般検査事業については、当初、1月31日までとしておりましたが、2月20日まで延長することといたします。
- なお、喉の痛みなど、症状のある方は医療機関で受診してくださるようお願いいたします。
- 今後、受験などで大都市圏に行かれる方も多いと思います。県外に移動される際は、不要不急でない場合でも慎重に必要性を判断し、体調管理をしっかりと行い、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。
- また、時期の分散や無料PCR検査等の活用を含め、「うつさない」、「うつらない」行動を心がけていただくようお願いいたします。
- 県外から本県に来られる方も、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査等を受診していただきますようお願いいたします。発熱等の症状がある場合は、来県を控えていただくようお願いいたします。

■ 観光需要喚起策

- 「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」については、1月27日から2月20日まで、既に割引を停止している奄美地域を含め、県下全域で事業を停止いたします。これらの期間中の旅行商品については、2月1日までにキャンセルをお願いいたします。
- 併せて、今月末を利用期限としております「かごしま旅クーポン」についても利用の自粛をお願いいたしますとともに、利用することができなかったクーポンについては払い戻しを行うことといたします。

■ 県主催イベントの取り扱い

- 県や指定管理者主催のイベントにつきましては、中止又は延期、開催方法の変更等も検討することとし、対応状況につきましては、県のホームページで随時掲載いたします。

■ 県有施設の取り扱い

- 県有施設につきましては、原則として感染防止対策を徹底した上で利用可能（開館）といたします。ただし、施設が所在する市町村の対応や感染状況、医療体制等を踏まえて、必要に応じて取り扱いの変更を検討することといたします。

■ 学校等の取り扱い

- 学校については、文部科学省の「学校における衛生管理マニュアル」の行動基準「レベル3」に基づき、感染防止対策を一層徹底していただくようお願いいたします。

■ 感染防止対策

- オミクロン株につきましては、これまでの変異株に比べて、感染性・伝播性の強さが懸念されております。いつ、どこで感染するか分からない状況になっていると考えております。
- ワクチンを2回接種した方でも感染する、いわゆるブレークスルー感染も多く見られております。

- ワクチンを2回接種された方も油断することなく、これまで同様、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、定期的な換気などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、外出の際には、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避けていただきますよう、県民の皆様お一人お一人に改めて、取組をお願いいたします。
- 特に、密集、密閉、密接の三つの密が重なるところは感染リスクが高まりますので、これらの密を可能な限り避けてください。
- また、発熱や倦怠感など少しでも体調の異変を感じた場合には、外出を控えていただくとともに、早めにかかりつけ医等の地域の医療機関にご相談ください。相談する医療機関に迷う場合にはお近くの「受診・相談センター」に相談していただくようお願いいたします。
- 今回のオミクロン株は、感染から発症までの日数が2、3日と短いとのことです。早めの感染の発見、確認が必要です。喉の痛みが特徴と聞いておりますので、喉の痛みや喉の違和感を感じた方は早めの受診等をよろしくをお願いいたします。

■ 職場への出勤等

- 職場においては、職員同士の距離の確保、職場の換気励行、複数人が触る場所の消毒などの感染防止の取組や「三つの密」を避ける行動などを徹底していただくようお願いいたします。
- また、テレワークや時差出勤など、人との接触を低減する取組を行うとともに、テレワーク等が可能な事業所においては、その徹底を図るなど、出勤者数の削減の取組をお願いいたします。
- オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間につきましては、14日間から10日間に短縮されております。また、医療や介護、小売りなどの現場で働く社会機能を維持するために必要な事業に従事する方、いわゆる「エッセンシャルワーカー」については、その方が業務に従事することが事業の継続に必要な場合において、感染者との接触が6日目の検査で陰性だった場合には、業務に従事することができることとしております。ただし、10日目までは感染防止対策を徹底するとともに、業務以外の不要不急の外出や公共機関の利用は避けるようにしてください。

■集客施設の取り扱い

- 1,000㎡超の運動施設や商業施設などの集客施設においては、入場をする方の整理や入場者へのマスク着用の周知などの徹底をお願いいたします。

■家庭内感染の対策

- これまでの感染の状況については、当初は、若い方の成人式に伴う同窓会など飲食を伴う場面での感染で拡大していましたが、最近では、高齢者を含め、家庭内での感染も拡大してきております。
- オミクロン株は重症化しにくいという見方もありますが、基礎疾患のある方や高齢者の場合など、重症化リスクには注意が必要との専門家の意見もあります。
- 家庭内であっても会話時のマスクの着用など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。家族が感染が拡大している地域と往来するなど、家庭内での感染リスクが高い状況が生じた場合には、食事の時間を分けたり、マスク会食に努めるなどの感染防止対策をお願いいたします。

■ワクチン接種

- ワクチンの3回目接種につきましては、市町村や医療機関において接種体制を構築していただきつつあり、1月以降は高齢者を中心に接種が進められております。
- 国においては、3回目接種の前倒しの方針を打ち出しているところであります。
- 県といたしましても、市町村の状況をよくお聞きしながら、接種の加速化を図るために大規模接種会場を設置する方向で検討を進めております。また、必要に応じ、市町村が行う集団接種会場への医療従事者の派遣等も検討してまいります。
- オミクロン株につきましても、3回目接種により発症予防効果等が高まる可能性が示唆されておりますので、希望される方は早めの接種をお願いいたします。
- なお、1回目、2回目と異なる種類のワクチンを接種する交互接種の場合も、抗体量の十分な上昇、発症予防効果の回復等の効果が報告されております。また、ファイザー社とモデルナ社のワクチンの有効性にも大きな相違はないと言われております。

- また、モデルナ社ワクチンの場合、3回目接種での接種量は、1、2回目接種の半分量となっており、モデルナ社ワクチンの2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないということも報告されております。

■終わりに

- 県民の皆様を守るために、日夜献身的に貢献していただいている医療従事者の皆様方、そして感染防止にご協力いただいている全ての関係者、県民の皆様に改めて感謝を申し上げます。
- また、県外からの観光客や帰省客を含め、感染者やその家族、感染が拡大している地域や治療に当たっている医療機関とその関係者、ワクチンの接種ができない方や接種しないことを選択された方等に対する不当な差別や偏見、いじめ等がないよう正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。
- 感染力が強いオミクロン株の影響で今後、更に爆発的な感染が拡大する可能性があります。県民の皆様には、感染防止のため、引き続き強い警戒感を持って、感染防止対策にご協力をいただきますようお願いをいたします。